

# くらしの情報 かわさき



令和6年  
春号

- 消費者行政センターのご案内 …… P1・2
- いまどき相談事例 …………… P3
- かしこい消費者になろう …… P4  
成年の契約

いまどき  
相談事例

フィットネスジムのトライアルに申し込んで、解約したら解約料を請求された  
ウォーターサーバーの契約をしたが、説明時と条件が違うので解約したい

発行 川崎市消費者行政センター

## 消費者行政センターのご案内

消費者行政センターでは、市民の皆さんの安全で快適なくらしをサポートするため、消費者被害の未然・拡大防止に努めるとともに、消費者と事業者とのトラブルで困ったときのための相談窓口を設置しています。また、消費生活に関する情報提供や講演会の開催、無料講師派遣なども行っています。

### 1 消費生活相談

消費生活相談員の資格を持つ相談員が契約や商品の品質などに関するトラブルなどの相談をお受けしています。不安なときは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

**消費者行政センター相談窓口電話番号 044 ( 200 ) 3030**

**相談時間** 月～金曜日 9:00～16:00 (金曜日は電話相談のみ19:00まで受付)  
土曜日 10:00～16:00 (土曜日は電話相談のみ受付)  
\*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

**相談対象** 市内在住・在勤・在学の消費者

#### 区役所での予約出張相談

区役所での出張相談をご希望の場合には、事前の電話予約により、中原区役所(金曜日)・高津区役所(水曜日)・多摩区役所(月曜日)に相談員が出張して相談をお受けします(時間9:00～16:00)。前日(土・日曜日・祝日の場合は、その前の平日)の16:00までに相談窓口電話番号へ予約してください。

\*出張相談の曜日は変更になる場合がありますので、最新情報はホームページ等でご確認ください。

#### 電子メール等による相談

専用フォームから電子メールによる相談をお受けします。詳細は、ホームページをご確認ください。

電話相談は土曜日も  
受け付けています。



### 2 ホームページ・メールマガジン

#### ホームページ

消費者行政センターの案内や消費生活相談に関する情報、イベントや講座の情報を発信している他、リーフレットなどを掲載しています。

#### メールマガジン

「かわさき消費生活メールマガジン」を配信しています。消費生活に関する相談事例や講座、イベントなどの情報を配信していますので、ぜひご登録ください。



### 3 暮らしのセミナー

身近な暮らしの問題を楽しく学んでいただくために、ご希望に応じて講師を派遣します。

講師派遣  
無料です!



- 対象** 市内在住・在勤・在学の10名以上のグループ、団体
- 時間** 月～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00の中で、30分～2時間
- 会場** 申込者側でご用意ください。
- 講師** 消費生活相談員等、各分野の専門家 \*講師によってオンラインでの実施が可能です。
- 費用** 会場費、印刷代等その他必要な経費 \*講師謝礼(交通費含む)は、川崎市が負担します。
- 申込み** 開催希望日の1か月前までに、郵送またはFAX、もしくは申込みフォームからお申込みください。  
\*同一団体(同一とみなされるものも含む)からのご利用は、年度内1回となります。
- 問合せ** 電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099 メール 28syohi@city.kawasaki.jp



申込みフォーム

### 暮らしのセミナー テーマ



暮らしのセミナー詳細

消費者被害の防止	●悪質商法に気をつけよう! ●「寸劇」で体験する悪質商法
資産	●年代や状況に応じたライフプラン ●資産運用・投資トラブルを避けるために
食生活	●安全ですか?あなたの食卓 ●食と健康、食べることの大切さを考える
住生活	●住まいの安全対策 ●我が家の防災対策
薬	●知っておきたい薬の知識 ●サプリメント利用にあたっての注意点
環境	●グリーンコンシューマーになろう(エシカル消費、環境ラベル、SDGsと衣食住等)
将来に備えて	●医療保険・介護保険・年金等の社会保険制度 ●遺言と相続
暮らし	●暮らしのマナー
持続可能な社会を目指して	●消費者志向経営

### 4 消費者支援協定

川崎市では、消費者トラブルの未然防止のために利用者への配慮に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者団体と次の協定を締結しています。当センターのホームページや各区役所等で配架している冊子にて、協定店、協定団体一覧をご案内していますので、ぜひご利用ください。

#### 住宅工事の契約における消費者トラブルの防止

住宅に関する工事の契約の際に、明確な内容説明、見積書の提出など、利用者への配慮に努める事業者と締結しています。

#### 家庭用電気製品の修理

主要メーカーの家電について購入先に関係なく修理を行う事業者団体と締結しています。

#### 葬儀における消費者トラブルの防止

葬儀の際に、利用者の相談に応じて適切なサポートを行う体制を整えた団体と締結しています。

#### 上下水道の水回り工事

水回り工事の契約の際に、明確な内容説明、見積書の提出など、利用者への配慮に努める事業者団体と締結しています。

#### 洗濯用粉石けんの安定供給

洗濯用粉石けんを店頭で販売している事業者と締結しています。

消費者支援協定は、技術の保証や安価な商品、役務提供について定めたものではありません。契約の際は、必ず複数の事業者から見積りをとって比較検討を行い、契約書面を十分に確認の上、納得をしてから契約をしましょう。



消費者支援協定の概要

### 消費者行政センターは令和6年2月に移転しました

消費生活相談窓口は川崎御幸ビル5階(川崎区砂子1丁目8番地9)へ移転しました。  
また、川崎区藤崎にあった計量検査所も同ビルへ移転し、消費者行政センターと統合、名称も「計量検査係」に変更しました。

#### 計量検査係の主な業務

計量検査係では、スーパーなどに行き、売られている商品の重さが本当に正しいかを確かめる検査をしています。他にも、電気メーターや水道メーター、ガソリンスタンドのメーターなど、わたしたちの生活に関わりの深い計量器が適正に使われているかの検査も行っています。また、川崎市計量協会と共に、各種イベントを通じて、正しい計量知識の普及や啓発活動を行っています。



いまだき  
相談事例 1

## フィットネスジムのトライアルに申し込んで、 解約したら解約料を請求された

### 相談事例

知人に紹介され、フィットネスジムの30日間トライアルを申し込んだ。トライアルだけでやめようと思い、今日解約の手続きに行った。ところが、解約期限は昨日までで、今日の解約の場合、期限を1日過ぎていたので、2か月分のレッスン費用を支払うように言われた。このような話は聞いていないと言ったが、トライアルの申込み時に説明したと言われた。トライアル期間外分は利用しなくても支払わないといけなのか。

### アドバイス

- 健康維持や増進のために、フィットネスジムやヨガ教室等へ入会する人が増えています。一方で「契約したプランの中途解約ができない」「解約の際に高額な違約金が発生した」等のトラブルも発生しています。
- フィットネスジムやヨガ教室等の契約は、特定商取引法のクーリング・オフや中途解約の適用がなく、契約は当事者間の合意や規約に従うこととなります。契約前に、必ず契約内容（解約の条件等）を確認しましょう。
- 事例のように、トライアルやお試しプランに申し込む場合は、トライアル期間から通常プランへ自動更新の有無を確認して、望まぬ継続契約にならないようにしましょう。
- 最近は、無人のフィットネスジムを利用する消費者も増えています。解約等の手続きについて、事業者と連絡が取れない時は、電話・メール・サイト上のフォーム等、複数の手段で問い合わせしましょう。
- ジムでのケガや健康被害も発生しています。トレーニング中に体に違和感や痛みを感じた時は、無理をせず中断し、トレーナーやフィットネスジム等に伝え、必要場合は医療機関を受診しましょう。



いまだき  
相談事例 2

## ウォーターサーバーの契約をしたが、 説明時と条件が違うので解約したい

### 相談事例

ショッピングモールに買い物に行った時、出店していたウォーターサーバー事業者に声をかけられた。サーバーはレンタルではなく買い取りにしても、水の代金の負担だけで良いと説明されたので契約した。帰宅後、受け取った書類を見ると、サーバーは無料ではなく、約70,000円であることに気が付いた。実質無料になるようだが、中途解約すると高額な違約金が発生するようだ。家族にも反対されたので、解約したい。

### アドバイス

- ショッピングモールや家電量販店等で勧誘され、ウォーターサーバーの契約をしたが、解約すると予期せぬ解約料を請求されたという相談が寄せられています。これまで、ウォーターサーバーはレンタルの契約が大半でしたが、最近は事例のように、実質無料と説明されて、買い取りの契約をしたという相談もあります。
- 消費者は、サーバーはレンタルではなく、実質無料の買い取りと認識しています。しかし、決められた契約期間内に中途解約すると、サーバー買い取り価格総額の残金を解約料として請求されます。
- ショッピングモール等で勧誘され契約しても、場合によってはクーリング・オフが可能な場合もあります。
- 契約時には、受け取ったパンフレットや契約書面をよく読み、契約内容や解約条件もしっかり確認しましょう。
- サーバーが自宅に設置できるサイズか、また、本当に必要かをよく考えましょう。

## くらしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階  
電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

イラスト…タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

消費生活に関する情報は、  
消費者行政センター  
ホームページでも提供しています。



令和6年4月25日発行

今すぐ  
チェック!

かしこい消費者になろう

# 成年の契約

## その恋、だまされてない?

マッチング  
アプリ編

1 **いいかも〜!**

マッチングアプリ成立!

トークする

ケフフ...

ぼくのこと好き?

大好き♡

ねえ、暗号資産で儲けない?

ちょっと待って!!

全然儲からない!

騙されてるや...

2 **だめかも〜!**

恋愛を悪用した投資勧誘だよ。

おかしいと思ったら、まずは「188」で相談!

消費者ホットライン  
いやや  
188

一人で悩まないで!

てるみ〜にゃ

18歳からの契約と恋愛は、慎重に

猫かぶり

消費者ホットライン 全国統一電話番号 局番なし **188**

川崎市消費生活相談窓口 ☎ **044-200-3030**  
月〜木曜日 9:00〜16:00 / 金曜日 9:00〜19:00 / 土曜日 10:00〜16:00 ※日・祝・年末年始を除く

